

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

(1) 契約種別は、次のとおりといたします。

ベーシックプラン，市場調整ゼロプラン，市場価格連動プラン，臨時電力，予備電力

(2) お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとする等の事情により，1 需要場所について 2 契約種別を適用して 1 需給契約を結ぶ場合の電気料金その他の供給条件は，別に定める要綱によります。

15 ベーシックプラン

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて，電灯，小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として 2,000 キロワット以上で，当社との協議が調ったものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(3) 料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，

電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,770円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	18円14銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 市場調整ゼロプラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。ただし、各月の使用電力量は、原則として、その月の最低引取電力量を下回らないも

のいたします。

なお、最低引取電力量は、原則として次の算式によって算定された値といたします。ただし、23 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、24 (日割計算) (1)イに準じて時間数の日割計算を行ない、最低引取電力量を算定いたします。

$$\text{最低引取電力量} = \text{契約電力} \times 250 \text{時間}$$

(2) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、新たに電気を使用される場合等で、需給開始の日から1年間について、契約電力がてい増するときであっても、契約電力は段階的に定めることができないものいたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合 (予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,990円00銭
---------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	18円95銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

17 市場価格連動プラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。

(2) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,600 円 00 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 44 銭
-------------	-----------

(ロ) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 44 銭
-------------	-----------

(ハ) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 44 銭
-------------	-----------

(ニ) 夜 時 間

1 キロワット時につき	13 円 39 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

18 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて、契約使用期間を1年未満として電灯、小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上で、当社との協議が調ったものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、適用いたしません。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,684 円 68 銭
---------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 朝 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

(ロ) 昼 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

(ハ) 晩 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

(ニ) 夜 時 間

1キロワット時につき	13円60銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(3) そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

19 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

ベーシックプラン、市場調整ゼロプランまたは市場価格連動プランのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給

にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、常時供給分の電力量料金に準じて、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額または別表4（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものとして）の5パーセント、予備電源についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものとして）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。